

令和3年度

入園申込みのしおり

保育所・認定こども園



○保育所、認定こども園の入園を希望する場合は、このしおりをよくご覧いただき、お申し込みください。なお、申込書類に不備・不足があると受け付けできない場合がありますのでご注意ください。

※保育園は、児童福祉法での区分は保育所になります。

○ご不明な点がございましたら、下記の担当にお問い合わせください。

湯沢市福祉保健部子ども未来課児童福祉班

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-78-0166

◆小学校就学前のお子さんの施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」が利用できるようになりました。

保育所

就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

0～5歳

認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設

●幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

3つのポイント

1

保護者の状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。

2

保護者の就労状況が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できます。

3

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

0～5歳

◆ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、様々な子育て支援があります。

一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせてご利用できます。

子育て支援センターなど

身近なところで気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。

病児保育

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、保育所に付設されたスペースで預かります。

放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取り組みです。

◆新制度では、3つの区分の認定に応じて、施設（保育所、認定こども園）の利用先が決まっています。

1号認定	2号認定	3号認定
教育標準時間認定	満3歳以上・保育認定	満3歳未満・保育認定
お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先 <u>認定こども園</u>	利用先 <u>保育所</u> <u>認定こども園</u>	利用先 <u>保育所</u> <u>認定こども園</u>

★保育認定(2号認定、3号認定)を受けるに当たっては

保護者がどちらも保育を必要とする事由に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	必要書類
就労 ※1	就労証明書 ※2
妊娠・出産	母子手帳の写し、妊娠・出産に関する申立書 ※3
保護者の疾病・障がい	診断書、障がい者手帳の写し（交付されている場合のみ） 疾病・障がいに関する申立書
親族の介護・看護	診断書、障がい者手帳の写し（交付されている場合のみ） 介護・看護に関する申立書
災害復旧	罹災証明書等、災害復旧に関する申立書
求職活動 ※4 （起業準備含む）	求職活動に関する申立書
就学（職業訓練含む）	在学証明書や授業時間が確認できる資料 就学（職業訓練）に関する申立書
育児休業中の既入園児の 継続利用（転園等の場合）	育児休業の取得期間が記載された就労証明書 ※2
虐待・DVのおそれ	
その他、上記に類する状態として市が認める場合	

※1 保護者の就労時間の下限は、1ヶ月あたり48時間（予定）です。

※2 就労証明書は、勤務先に提出し証明を受けてください。

※3 各種申立書は、子ども未来課で配布しています。また、市のホームページからもダウンロードすることができます。

※4 求職活動中の理由で申し込む場合、約3ヶ月間の認定となります。ただし、期間満了までに必要書類の提出があった場合は、認定期間を3か月延長することができます。

<保育を必要とする事由の変更手続きについて>

保育を必要とする事由が妊娠・出産、育児休業、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、認定期間の更新や保育の必要な事由の変更手続きが必要となります。期間満了前に、子ども未来課へお越してください。

★また、保育を必要とする事由によって **保育の必要量** が次のいずれかに区分されます。

a「保育標準時間」	フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
b「保育短時間」	パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

※保育必要量の認定は、保護者の就労時間が1か月当たり120時間以上であれば原則として「保育標準時間」認定、120時間未満であれば原則として「保育短時間」認定となりますが、勤務時間が変則的である・始業時間が保育開始時間より早い等の理由により短時間利用で支障がある場合は、標準時間利用での認定も可能ですので、ご相談ください。

※保育を必要とする事由が**育児休業、求職活動**の場合は、**保育短時間**での認定となります。

◆子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

教育部分のみの利用を希望の場合

(1号認定)

【申請要件】

- ・お子さんが満3歳以上であること

【申請先】各認定こども園

保育部分の利用を希望の場合

(2号・3号認定)

【申請要件】

- ・保育利用予定日において、お子さんが産後8週を経過していること
- ・保育の必要性があること

【申請先】市

お子さんが満3歳以上で教育部分の利用を希望の場合

利用可能施設：愛宕幼稚園、湯沢若草幼稚園、双葉幼稚園、あおぞらこども園、おがち保育園、湯沢よつばこども園、いわさきこども園、湯沢こども園、みだけこども園

- ① 保護者が認定こども園に直接利用希望申込みをします
- ② 認定こども園から入園の内定を受けます（定員超過の場合などには面接などの選考あり）
- ③ 認定こども園を通じて市に利用のための認定を申請します
- ④ 市から1号認定証が交付されます

保育部分を利用希望の場合

利用可能施設：愛宕幼稚園、湯沢若草幼稚園、双葉幼稚園、湯沢よつばこども園、湯沢こども園、湯沢乳児保育園、みたけこども園、いわさきこども園、深堀保育園、あおぞらこども園、おがち保育園、皆瀬保育園

① 市に保育所等の利用希望の申込みをします

申請者の希望、保育所等の状況などにより利用調整をします

② 第1希望に入所枠がない場合、第2・第3希望で入所調整を行います。
この場合は、担当者が保護者へ電話等で確認をします。

③ 市から2号または3号の認定証が交付されます

市外の施設を利用したい場合は、子ども未来課にご相談ください。

★申請は入所希望日2か月前～前月10日(10日が土・日・祝日の場合、直前の開庁日)までにさせていただきますようお願いします。

(例：6月中に入所希望の場合、5月10日が締め切りとなります)

※申請が遅れると、入所希望日に入所できない場合があります。

《 手続きに必要なもの 》

- 申請書類※
- 印鑑（シャチハタ不可）
- 申請書に記載された全員分の個人番号が分かる書類（個人番号通知カードなど）
- 提出者の本人確認書類（運転免許証など）

※申請書類の配布場所

1号認定・・・各認定こども園又は子ども未来課

2号・3号認定・・・子ども未来課

（各申請書類は、市のホームページからダウンロードすることもできます。

また、各事由や世帯の状況によって各種資料を提出していただくことがあります。）

必要書類については、P2 を参照

◆湯沢市内の保育所、認定こども園（開園時間や事業内容が変更になる場合があります。）

地域	施設名	区分	開園時間	教育時間 保育標準時間 保育短時間	令和3年度利用定員数				一時預かり	延長保育	休日保育	病児保育	
					1号認定 3歳以上	2号認定 3歳以上	3号認定 1・2歳児	3号認定 0歳児				病後児	体調不良児
湯沢	愛宕幼稚園 愛宕町二丁目1-16 0183-73-1507	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	50人	10人	7人	3人	○	○			
	湯沢若草幼稚園 清水町二丁目3-3 0183-73-6738	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含)	教育時間 8:00～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	65人	24人	6人 2歳児クラス		○	○			
	双葉幼稚園 表町四丁目7-8 0183-73-0110	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含, 延長保育含)	教育時間 9:30～14:20 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	60人	31人	30人	9人	○	○			
	湯沢よつばこども園 田町二丁目3-52 0183-73-2272	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	教育時間 9:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	15人	53人	30人	14人	○	○			
	いわさきこども園 岩崎字千年71-4 0183-72-3165	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	7人	51人	32人	5人	○	○			
	湯沢こども園 前森二丁目5-16 0183-73-2361	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	15人	72人	33人	15人	○	○	○		
	湯沢乳児保育園 元清水二丁目3-26 0183-72-2728	保育所	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00			27人	13人	○	○		○	
	みたけこども園 裏門一丁目2-33 0183-73-1745	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	8人	53人	26人	12人	○	○			○
	深堀保育園 深堀字高屋敷58-3 0183-72-2512	保育所	月～土 7:00～19:00 (延長保育含)	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30		42人	12人	6人	○	○			○
稲川	あおぞらこども園 三梨町字古三梨155 0183-42-3117	認定こども園	月～土 7:00～18:30 (預かり保育含, 延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30	20人	105人	53人	22人	○	○			○
雄勝	おかち保育園 横堀字土淵28 0183-52-2559	認定こども園	月～土 7:00～19:00 (預かり保育含, 延長保育含)	教育時間 8:30～14:30 保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:00	25人	50人	30人	10人	○	○			○
皆瀬	皆瀬保育園 皆瀬字沢梨台47-2 0183-46-2446	保育所	月～土 7:00～18:30 (延長保育含)	保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:00～16:00		32人	12人	6人	○	○			

保育利用に係る注意事項

1か月以上保育所等を欠席するなど、長期間にわたって保育利用がない場合や、利用頻度が著しく少ない場合、保育の必要性が認められないため、退園手続きを取っていただく場合があります。長期間にわたり保育所等を欠席する場合は、速やかに子ども未来課までご相談ください。

一時預かりについて

急な用事などで家庭での保育が一時的に困難となった場合、1か月につき14日以内まで、保育所等で一時的にお子さんを保育します。一時預かりを希望する際は、保育所等に直接お問い合わせください。

病児保育について

★病後児保育

病気の回復期にあり、集団生活の困難なお子さんを一時的に保育所で預かります。回復期にあるが健康に不安のあるお子様が対象となります。詳しくは、保育所に直接お問い合わせください。

★体調不良児保育

保育中のお子さんが体調不良となり、保護者の方が迎えに来るまでの間、看護師・保育士が対応します。

★病児保育室（雄勝中央病院内）

お子さんが病気となり、保護者の方が仕事などの都合により自宅での保育が困難な時、看護師・保育士がお子さんをお預かりします。

利用には事前の登録が必要となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。利用には事前の登録が必要となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。利用には事前の登録が必要となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

ファミリーサポートセンター事業について

子育てを手伝ってほしい方と協力してくださる方が、会員登録(無料)をして相互援助する公的事業です。協力会員宅やご自宅、すこやか広場で日中お子さんをお預かりします。利用方法については、市ホームページをご覧ください。湯沢市子育て支援総合センター（0183-72-3501）へお問い合わせください。

保育料は、児童の扶養義務者（父・母及び生計の中心者）の市民税所得割額により決定されます（住宅取得控除・配当控除など税額控除を適用する前の税額）。4月分から8月分までの保育料を前年度の市民税所得割額で算定し、9月分から3月分までの保育料を当該年度の市民税所得割額で算定します。未申告などにより、保育料の算定ができない場合は、不利益を受けることがありますので、必ず税金の申告を行ってください。

副食費（おかず、お茶、おやつ等）は、令和元年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化では、収入や子どもの人数に応じて実費徴収となりましたが、湯沢市が県制度に上乗せ助成することにより、すべての子どもの副食費を全額助成します。助成対象は、3～5歳の子ども（1号認定・2号認定子ども）の副食費です。

※世帯収入 360 万円未満相当世帯と第3子以降の子どもの副食費は国の制度により全額免除されます。

※0～2歳の子どもは制度上、副食費がかかりません。

すこやか子育て支援事業（すこやか助成）は、秋田県が独自に実施している事業で、県と湯沢市が対象経費を負担し、保護者の方々が負担する保育料と副食費を軽減する制度です。

預かり保育料 1号認定子ども（教育部分利用子ども）が通常の教育時間を越えて、各施設を利用する際にかかる利用料金です。料金体系は施設ごとに異なり、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けることで無償化の対象となります。※詳しくはP9を参照

令和3年度保育料 令和元年10月1日から幼児教育・保育料が無償化されました。

○1号認定・【満3歳以上】… 幼稚園や認定こども園（教育部分）の保育料（月額）

- ・満3歳の入園時から小学校入学までの間の保育料は、月額25,700円を上限に無償化

○2号認定【3歳児クラスから5歳児クラス】… 保育所や認定こども園（保育部分）の保育料（月額）

- ・4月1日時点で、3歳児クラスから5歳児クラスに在籍している子どもの保育料 無償化

○2号・3号認定【0歳児クラスから2歳児クラス】… 保育所や認定こども園（保育部分）の保育料（月額）

階層	定義 市町村民税の課税額で判定	保育標準時間		保育短時間	
		徴収金 基準額	すこやか 助成適用後	徴収金 基準額	すこやか 助成適用後
第1階層	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,500円	9,750円	19,300円	9,650円
第4階層	// 48,600円以上 97,000円未満	28,500円	21,375円	28,000円	21,000円
第5階層	// 97,000円以上 169,000円未満	40,000円	30,000円	39,300円	29,475円
第6階層	// 169,000円以上 301,000円未満	48,000円	適用外	47,100円	適用外
第7階層	// 301,000円以上 397,000円未満	52,000円	適用外	51,100円	適用外
第8階層	// 397,000円以上	52,000円	適用外	51,100円	適用外

- ・0歳～2歳児クラスに在籍している子どもの保育料は市町村民税非課税世帯に限り、無償化

保育料の軽減・助成制度

○多子軽減について（保育所や認定こども園などを兄弟姉妹で利用する場合）

保育認定子ども（2号、3号認定）は、小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に徴収金基準額が2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※特例措置 次に該当する世帯については、上記の多子軽減の年齢制限をなくし、徴収金基準額が第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、第2階層の第2子は無料となります。

- ・保育認定子ども（2号、3号認定）市町村民税所得割合算額 57,700円未満

お願い 継続入所又は新規入所の手続きで、現況届又は入所申込みを提出いただいております。その中の世帯状況について、同居していないなどの理由で、入所している子どもの兄又は姉の氏名をすべて記入していない世帯は、多子軽減の特例措置が適用されていない場合がありますので、子ども未来課にご連絡をお願いします。

○ひとり親世帯等（障がい者のいる世帯含む）の軽減について

ひとり親世帯等（障がい者のいる世帯含む）で、市町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯は、多子軽減の年齢制限をなくし、徴収金基準額が第1子の3号認定は9,000円（すこやか助成適用となり、実質徴収額はひとり親世帯4,500円、障がい者のいる世帯6,750円）、第2子以降は無料となります。

○市町村民税所得割合算額について

父母以外の方（祖父母等）が生計の中心者と判断される場合（※1）には、その方の市町村民税課税額も含めて算定します。

- ※1 父母とも市町村民税非課税であり、かつ父母の年収合計が141万円未満（ひとり親の場合は103万円未満）である場合、同居している親族で最多年収の方が生計の中心者となります。

○未就園児への軽減について（保育所や認定こども園に入園していない子ども）

3歳児クラスから5歳児クラスの子どもまたは、市町村民税非課税世帯に属する0歳児クラスから2歳児クラスの未就園児で、かつ保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた子どもは、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、病児保育の利用料金が3歳児クラス以上で月額37,000円、3歳児クラス未満で月額42,000円を上限に無償化されます。

○第3子以降が出生した場合における助成（すこやか子育て支援事業）

平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた場合、第2子以降の保育料が 全額助成（無料）の対象となります。申請が必要となりますので、下記問い合わせ先にご連絡をお願いします。

- ※出生順位は同一戸籍において認定し、第1子の年齢制限なし

※湯沢市が県の制度に上乗せ助成することにより、市町村民税所得割合算額169,000円を超える世帯も全額助成の対象となります。

○第2子が出生した場合における助成（すこやか子育て支援事業）

平成30年4月2日以降に第2子が生まれた場合、次に該当する世帯の第2子の保育料が全額助成（無料）の対象となります。申請が必要となりますので、子ども未来課にご連絡をお願いします。

- ※出生順位は同一戸籍において認定し、第1子の年齢制限なし

- ・保育認定子ども（2号、3号認定）市町村民税所得割合算額 169,000円未満

1号認定「預かり保育料」の無償化

共働き世帯のお子さんなど、保育の必要性がある3歳児クラスから※5歳児クラス（小学校就学前）までのおさんが対象です。

※満3歳になった日から最初の3月31日までのおさん（1号認定の2歳児クラス）は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額上限 16,300 円）

月額上限 11,300 円まで無料となり、
利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（450 円×利用日数）

<算定のイメージ>

利用日数	実際の支払額 (a)	月額上限 (b)	無償化対象 (a)と(b)を比較して少ない方の額 (c)	実質負担額 (a) - (c)
10日	4,000 円	4,500 円 (@450円×10日)	4,000 円	0 円
20日	9,500 円	9,000 円 (@450円×20日)	9,000 円	500 円
25日	11,300 円	11,250 円 (@450円×25日)	11,250 円	50 円

日額単価（450 円）× 利用日数 = 支給限度額（11,300 円）と
実際に支払う月毎の利用実績額を比較し、少ない方が支給額となります。

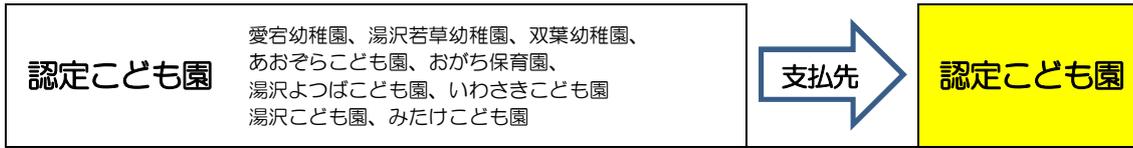
預かり保育料の無償化の対象となるには、市より保育の必要性の認定を受ける必要があります。入所申し込みの際に、施設等利用給付申請書と合わせ、就労証明書など保育の必要性を証明できる書類を提出していただきます。預かり保育を利用される場合は、入所を希望される施設または子ども未来課にご相談ください。

また、保育の必要な事由が妊娠・出産、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、認定期間の更新や保育を必要とする事由の変更手続きが必要となります。

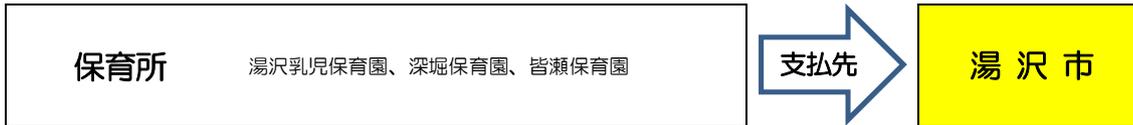
※保育の必要性（保育を必要とする事由）については、P2 を参照

保育料の納付

◆支払先は、利用する施設によって異なります。



認定こども園の保育料はその施設に納付していただきます。詳しい内容は利用する施設にお問い合わせください。



保育所の保育料は、毎月、月末までに **1**、**2** の方法により納付していただきます。

1 口座振替による支払い

毎月末(休業日の場合は、翌営業日)に指定口座から引き落としになります。

手続き方法 「湯沢市公金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に必要事項を記入しお届け印を押印のうえ、ご希望の金融機関へ直接提出(※1)してください。
なお、「湯沢市公金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」は、子ども

湯沢市指定口座（金融機関）

- ・北都銀行各支店
- ・秋田銀行各支店
- ・北日本銀行各支店
- ・羽後信用金庫各支店
- ・東北労働金庫各支店
- ・こまち農業協同組合各支店
- ・ゆうちょ銀行各支店

※1 手続きに1～2週間程度の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

※2 引き落としの対象は当月分のみです。過去分の保育料に関しては引き落としできませんのでご了承ください。

2 納入通知書による支払い

子ども未来課児童福祉班から送付される納入通知書で毎月末（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）までに下記の納付場所で納入してください。

湯沢市指定納付場所

- ・北都銀行湯沢支店、稲川支店及び横堀支店
- ・秋田銀行湯沢支店、稲川支店
- ・羽後信用金庫湯沢支店及び稲川支店
- ・東北労働金庫湯沢支店
- ・こまち農業協同組合本店、湯沢市内各支店及び出張所
- ・湯沢市役所本庁舎及び各庁舎

保育料は必ず期限までに 納めましょう！！

保育料 は、未来を担うお子さんの給食や教材、また家庭に代わりお子さんを教育、保育している教諭、保育士の賃金等へ充てられる大切な財源です。

保育料を滞納すると、他の方との公平性が失われるだけでなく、教育、保育現場に大きな影響を与え、現在の教育、保育サービスが維持できなくなるおそれがあります。

市では、公平性の確保と教育、保育サービスの維持・向上を図るため、滞納対策として次の取り組みを進めていきます。

① 自宅、勤務先への電話等

② 保育園、自宅、勤務先への訪問徴収

未納のまま放置されますと、納付の意思がないものと判断され、処分を受ける場合があります。何らかの事情で保育料を納められない場合は、早めに納付先の認定こども園又は子ども未来課児童福祉班までご相談ください。

保護者の住所や勤務先、家庭の状況など入所申込のときの状況から変更があった場合は、速やかに子ども未来課児童福祉班へ届け出てください。

個人番号の記入と本人確認書類提示のお願い

(1) 番号法の施行について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、平成28年1月1日以降の各種申請の際、申請児童及び保護者の個人番号の記入が必要になりますので、ご協力をお願いします。(生計の中心者※が父母以外の場合は、その方の個人番号も必要となります。)

※生計の中心者の判断基準については、P8を参照

(2) 個人番号の記入が必要な申請書類について

- ① 支給認定申請（保育所、認定こども園等を利用するとき）
- ② 現況届（年1回、保育の必要性の事由等について届出するとき）

(3) 個人番号記入に係る確認について

個人番号を記入した申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するため、個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。そのため、支給認定に係る手続きを行う際は、申請書等に記入した全員分の個人番号を確認できる書類及び提出者の本人確認書類をお持ちください。

① 1点で個人番号の確認と本人確認ができるもの	顔写真付きの個人番号カード（マイナンバーカード）	
② 個人番号の確認ができるもの	・通知カード ・個人番号記載の住民票	
③ 本人確認ができるもの (氏名および住所又は生年月日の記載があるものに限る)	<p>【1点でよいもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・旅券 ・住民基本台帳カード（顔写真入りのもの） ・在留カード ・永住者証明書 ・身体障がい者手帳 等 	
	<p style="text-align: center;">【2点必要なもの】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>※1点目（この中から2点でもよい）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・年金証書 ・社員証 ・資格証明書 ・福祉医療費受給者証 ・児童扶養手当証書 等 <p>（以下のものは領収日又は発行日から6か月以内のもので）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共料金の領収書 ・納税証明書 ・印鑑登録証明書 ・戸籍の附票写し（謄本もしくは抄本も可）・住民票の写し 等 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>※2点目 (左記1点目および)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳 ・キャッシュカード ・クレジットカード ・診察券 ・納税通知書 ・消印のある本人宛郵便物（自署可能なものは除く） </td> </tr> </table>	<p>※1点目（この中から2点でもよい）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・年金証書 ・社員証 ・資格証明書 ・福祉医療費受給者証 ・児童扶養手当証書 等 <p>（以下のものは領収日又は発行日から6か月以内のもので）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共料金の領収書 ・納税証明書 ・印鑑登録証明書 ・戸籍の附票写し（謄本もしくは抄本も可）・住民票の写し 等
<p>※1点目（この中から2点でもよい）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・年金証書 ・社員証 ・資格証明書 ・福祉医療費受給者証 ・児童扶養手当証書 等 <p>（以下のものは領収日又は発行日から6か月以内のもので）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共料金の領収書 ・納税証明書 ・印鑑登録証明書 ・戸籍の附票写し（謄本もしくは抄本も可）・住民票の写し 等 	<p>※2点目 (左記1点目および)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳 ・キャッシュカード ・クレジットカード ・診察券 ・納税通知書 ・消印のある本人宛郵便物（自署可能なものは除く） 	